

仕 様 書		
令和4年度自衛隊佐賀地方協力本部 鳥栖地域事務所で使用する電気	作 成	令和4年1月14日
	作成部隊名	自衛隊佐賀地方協力本部 総務課

### 1 適用範囲

本仕様書は、令和4年度自衛隊佐賀地方協力本部鳥栖地域事務所で使用する電気について規定する。

### 2 概 要

#### (1) 件 名

令和4年度自衛隊佐賀地方協力本部鳥栖地域事務所で使用する電気

#### (2) 需要場所

自衛隊佐賀地方協力本部鳥栖地域事務所  
佐賀県鳥栖市本町1丁目962-1

#### (3) 業種及び用途：官公署（事務所）

### 3 仕 様

#### (1) 供給電気の種類

契約種別（低圧電力、従量電灯）は、同等の契約種別及び同等の契約プランを含むものとする。  
供給する電気の再生可能エネルギー比率は設けないものとする。

### 4 供給電気方式等

#### (1) 供給電気方式、供給電圧等

区 分	低圧電力	従量電灯
供給電気方式	交流三相3線式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	200V	100V
計量電圧（標準電圧）	200V	100V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	5kW	4kW
予定使用電力	5, 210kWh	6, 240kWh

## (2) 令和4年度月別使用予定電力量 (kWh)

年 月	項 目	使用予定電力量					備 考
		低圧電力	従量電灯	内 訳			
				平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和 4年 4月		170	590	350	130	110	10
令和 4年 5月		250	550	380	70	100	12
令和 4年 6月		460	580	420	60	100	8
令和 4年 7月		680	530	380	60	90	10
令和 4年 8月		660	510	390	40	80	9
令和 4年 9月		440	490	380	40	70	9
令和 4年10月		210	490	390	30	70	11
令和 4年11月		330	530	420	30	80	10
令和 4年12月		470	440	360	10	70	9
令和 5年 1月		630	480	360	50	70	10
令和 5年 2月		600	500	370	60	70	9
令和 5年 3月		310	550	420	40	90	9
	計	5,210	6,240	4,620	620	1,000	

※令和4年4月～令和4年9月予定使用電力量は、令和3年度実績量等を基準に算定

※令和4年10月～令和5年3月予定使用電力量は、令和2年度実績量等を基準に算定

※7、8、9、12、1、2月は夏冬料金

(注意) この表は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

## (3) 令和3年月別使用実績電力量

年 月	項 目	使用実績電力量					備 考
		低圧電力	従量電灯	内 訳			
				平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和 2年10月		192	531	427	35	69	9
令和 2年11月		277	520	412	40	68	11
令和 2年12月		561	409	327	24	58	11
令和 3年 1月		805	509	349	97	63	12
令和 3年 2月		708	504	363	76	65	10
令和 3年 3月		322	531	421	43	67	8
令和 3年 4月		143	485	315	109	61	9
令和 3年 5月		200	505	379	66	60	12
令和 3年 6月		537	513	394	46	73	8
令和 3年 7月		830	494	368	50	76	11
令和 3年 8月		664	488	356	55	77	10
令和 3年 9月		487	468	377	30	61	10
	計	5,726	5,866	4,488	671	798	

## (4) 使用期間

令和4年4月1日00:00から令和5年3月31日24:00まで

## (5) 電力量等の計量

区 分	低圧電力	従量電灯
自動検針装置	無	有
電力会社の検針方式	訪問検針	遠隔自動検針
電力量計構成	普通電力量計 S 7 3 W形 東京芝浦電気(株)	普通電力量計 F 2 T F - T r 形 G E 富士電機メーター(株)

## (6) 需給地点（供給地点）

区 分	供給地点特定番号
低圧電力	09-0000-1306-7731-0000-0000
従量電灯	09-0000-1306-7631-0000-0000

(7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ。(8) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。

## 5 検 査

請求書の受理をもって電気料の検査とする。

## 6 その他

- (1) 力率は契約期間中100%を保持する予定
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整  
び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に  
いては、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模  
需要の標準供給条件による。